

16 市民医療センター

市民医療センター

市民医療センターは、公的医療機関として地域医療の確保と保健医療の向上及び健康維持・増進を図るため、国立所沢病院の移転統合に伴う跡地に開設され、昭和51年9月から運営を開始した。

内科では、入院・外来診療の外、所沢地区第二次救急医療病院群輪番制による第二次救急診療を毎週水曜日に行っている。また、平成30年11月から入院病床の一部に地域包括ケア病床を導入し、紹介入院患者の受入れなど、地域の医療機関と連携して在宅医療の後方支援を担っている。

小児科では、平日昼間の外来診療に加えて、小児夜間急患診療、小児深夜帯急患診療及び小児科日曜日・休日急患診療を行うなど、小児初期救急医療体制の維持と安定的な運営に努めている。

健診事業では、日本総合健診医学会認定の優良総合健診施設として、人間ドックの検査項目やオプション検査の充実を図り、また、医療機関に併設されているという特徴を生かし、治療が必要な受診者に対して積極的に受診勧奨を行っている。

(1) 概要

名 称	所沢市市民医療センター
所 在 地	上安松 1224 番地の 1 電話 (2992) 1151
敷地面積	22,575㎡
構 造	鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建2棟、地上2階建2棟
建築面積	2,096.43㎡ 延べ床面積 6,246.045㎡
診療科目	内科、循環器内科、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科、小児科、放射線科／総合健康診断（人間ドック）等
病 床 数	49 床
開 設	昭和51年9月1日（診療開始）
職 員 数	83 人（医療職 68 人、行政職 15 人）＊ R8.4.1 現在
付属施設	職員（医師・看護師・技師）宿舎

(2) 令和7年度の利用状況

区分 月	入院 診療 (人)	外来診療 (人)							健康 診断 (人)	健康検診 (人)				
		内科 (人)		小児科 (人)				内科 小児科 計		人間 ドック 検診	生活 習慣病 検診	指定 検診	特定 健診 (国保等)	計
		内科	二次 救急	小児科	小児 夜間	小児 深夜帯	休日 急患							
4 月	999	1,533	5	1,300	138	81	127	3,184	48	299	24	1,025	0	1,348
5 月	1,022	1,398	2	1,381	137	95	227	3,240	29	390	65	912	0	1,367
6 月	940	1,515	1	1,395	166	86	119	3,282	26	648	81	1,321	71	2,121
7 月	957	1,488	3	1,513	173	92	111	3,380	35	892	76	1,946	61	2,975
8 月	1,085	1,396	5	1,238	128	93	120	2,980	27	832	67	1,766	59	2,724
9 月	991	1,429	1	1,330	142	86	174	3,162	29	875	58	2,147	81	3,161
10 月	1,027	1,689	6	1,577	128	76	147	3,623	27	1,178	48	2,334	121	3,681
11 月	936	1,598	5	1,687	205	113	749	4,357	19	942	76	1,817	109	2,944
12 月	886	1,588	11	1,173	109	85	217	3,183	18	945	97	1,877	89	3,008
1 月	1,028	1,479	1	1,189	107	81	227	3,084	40	785	87	1,679	114	2,665
2 月	1,017	1,489	21	1,646	139	108	408	3,811	42	760	71	1,686	116	2,633
3 月	977	1,465	0	1,249	107	80	134	3,035	45	592	71	1,148	0	1,811
年計	11,865	18,067	61	16,678	1,679	1,076	2,760	40,321	385	9,138	821	19,658	821	30,438
診療等 日数(日)	365	243	52	243	362	258	72	-	216	238	238	238	141	-
1 日平均 利用者数	32.5	74.3	12	68.6	4.6	4.2	38.3	-	1.8	38.4	3.4	82.6	5.8	-

(3) 使用料および手数料

消費税相当額の表示については総額表示方式です。

1. 診療料

1 点の単価を 11 円として診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「社会保険診療報酬算定方法」という。）に定める点数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）および入院時食事療養費に係る食事療養および入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）に定める額とする。

2. 健康検診料

人間ドック日帰りコース	生活習慣病コース	指 定 検 診
39,600 円	24,200 円	1 点の単価を 11 円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3. 受託検体検査料

1 点の単価を 11 円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4. 手数料

一 般 診 断 書 料	生命保険診断書料 年金関係診断書料 特 別 診 断 書 料	健 康 診 断 書 料	死 亡 診 断 書 料
1,650 円	3,300 円	1,650 円	2,200 円
死体検案書料※	一般証明書料	生命保険証明書料 特 別 証 明 書 料	生命保険等に係る 医師面談料
5,500 円	1,100 円	3,300 円	30 分につき 5,500 円

※ 死体検案料を含む。

5. 特別療養環境室料

1 日につき本市住民基本台帳に記録されている者で 6,600 円、それ以外の者は 11,000 円とする。